

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示（案）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「番号法等一部改正法」という。）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正等に伴い、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）について、以下のとおり所要の改正（その他規定内容を明確化するための改正、形式的な規定の整理を含む。）を行う。

改正事項	概要
番号法等一部改正法の施行による番号法の改正に伴い、所要の改正を行うもの	番号法等一部改正法の施行により、 <ul style="list-style-type: none">・番号法で個人番号の利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る。）についても、個人番号の利用を行うこと・番号法で個人番号の利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を行うこと 等が可能となること及びこれらに伴う用語の追加等を反映
番号法等一部改正法の施行に伴う関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うもの	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）等の改正を反映
個人番号登録事務における紐付け誤り事案等を踏まえ、人的ミス発生の防止対策の強化を図るもの	安全管理措置（番号法第12条）に関し、人的ミスの発生を防止するための手法の例示等についての規定を追加
政府全体のデジタル原則に照らした規制の見直し方針を踏まえた改正	委託先の監査・調査等、行政機関等による自主監査について、その実効性が担保される限りにおいてデジタル技術を活用した方法によることも可能であることを明記

※施行期日は、番号法等一部改正法の施行の日（同法の公布の日（令和5年6月9日）から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日）とする。